在宅ケアにおける新型コロナウイルス感染対策について

2020 年 4 月 22 日版
日本在宅ケアアライアンス

行動方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　　アライアンス加盟団体構成員向け　付記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

（別紙１）在宅療養中の皆様とその同居のご家族へ
　　新型コロナウイルス感染防止に関するお願い

１、平素からのご注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
２、新型コロナウイルス感染の恐れ等がある場合のご注意・・・・・・・・・・・・ 4

（別紙２）新型コロナウイルス感染予防及び感染の疑いがある場合等の在宅ケアサービス提供者の対応について（指針）

１、基本的考え方
　１）各サービス提供者　共通・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
　２）在宅医の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

２、感染の疑いがある場合等の具体的対応
　１）在宅療養者の感染疑い等の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　　（１）症状等で在宅療養者の新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合
　　（２）在宅療養者が濃厚接触者と判定された場合
　２）感染疑いあるいは濃厚接触者と判定された在宅療養者の療養環境の確保・・ 9
　３）同居家族の感染疑い等への対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
　　（１）同居家族に感染が疑われる場合
　　（２）同居家族が濃厚接触者と判定された場合

３、新型コロナウイルス感染者が出たことに伴う介護事業所の事業中止の際の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

４、その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

行動方針

在宅ケアサービス提供者の行動方針（令和２年４月版）

1. 感染予防の標準手順*を守ります。ケアを行う場合は、原則として、手袋、マスクを着用します。

2. 自らの体調管理に努めます。毎日の体温測定の励行など常に自らの体調に注意を払います。

3. 感染の危険性を常に自覚し、ケアの時間外も責任のある行動に努めます。

4. 発熱がなくとも、体調不良（せき、倦怠感、味覚や嗅覚障害等）の場合は、管理者と相談のうえでケアに従事しないこととします。

5. 在宅療養者やそのご家族に感染の疑いがある等の場合を含め、常にケアチームで情報と取り組みを共有します。在宅医がチーム全体の感染管理・感染予防に責任を持ち、情報提供や助言を行います。

6. 従来通りのサービスが行えなくなった場合が生じても、在宅療養者に寄り添い、情報提供や相談対応に努め、在宅生活を支えていきます。

*日本環境感染学会の「高齢者介護施設における感染対策」に準拠

日本在宅ケアアライアンス

JHHCA

アライアンス加盟団体構成員向け　付記

（1）新型コロナウイルス感染防止についての様々なガイドラインが既に示されている中で、在宅療養（グループホームなど介護施設を含む）に関するまとまったガイドラインはまだ整ってはいない状況であるが、以下の情報が参考となる。

・日本環境感染学会「高齢者介護施設における感染対策第１版」(2020.4.3)
「高齢者介護施設」を「在宅（自宅）」に、そのスタッフを在宅ケアサービス提供者に読み替え、応用できると考えられる。
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/koreisyakaigoshisetsu_kansentaisaku.pdf

（2）感染拡大が進行する状況において、在宅療養者やそのご家族の不安に対して、在宅ケアサービスを提供する専門職がチームとして寄り添い、対応する。この際**「在宅療養中の皆様とその同居のご家族へ」**（別紙１）を標準的文書として適宜活用する。

（3）在宅療養者やそのご家族の新型コロナウイルスの感染を防止するとともにそれらの方の感染が疑われたり濃厚接触者となった場合の対応については、**「新型コロナウイルス感染防止及び感染の疑いがある場合等の在宅ケアサービス提供者の対応についての指針」**（別紙２）による。

（4）新型コロナウイルス感染防止のために、在宅療養者の生活が制約され、生活不活発により更にフレイルの進行が懸念される。日本老年医学会による「高齢者の気を付けたいポイント」が一般向けにわかりやすく参考になる。

・日本老年医学会「新型コロナウイルス感染症　高齢者として気をつけたいポイント」
https://www.jpn-geriat-soc.or.jp/citizen/coronavirus.html

（5）厚生労働省から出されている各種事務連絡等は下記ページから参照できる。

・介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

・障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

（別紙１）

在宅療養中の皆様とその同居のご家族へ

新型コロナウイルス感染防止に関するお願い

在宅療養中の皆様とその同居のご家族へ
ー新型コロナウイルス感染防止に関するお願いー

新型コロナウイルスの感染が拡大しつつありますが、感染した場合には、特に年齢の高い高齢者や持病（基礎疾患）のある方が重篤になる可能性が高いといわれております。

したがって、在宅療養をしておられる方（以下「在宅療養者」と記載）とその同居のご家族（以下「同居家族」と記載）は、特に感染防止に注意する必要がありますので、下記の点に、くれぐれも気を付けていただくようお願いいたします。

１．平素からのご注意

同居家族が感染してしまうと、在宅療養者や在宅ケアサービスに携わっている方々（以下「在宅ケアサービス提供者」と記載）に感染し、更には他の人への感染拡大に繋がる可能性があります。在宅療養者への直接の介護に当たっていない方も、例えば通勤時や通学時を含めて外出時は必ずマスクをし、帰宅時の手洗い等に常に心がけてください。

２．新型コロナウイルス感染の恐れ等がある場合のご注意

① 同居家族に、発熱や、発熱がなくとも体調不良（せき、倦怠感、味覚や嗅覚障害等）がある場合は、直接の介護はなるべく行わないでください。なお、必要なサービスについてケアマネジャーや訪問サービスを担当している在宅主治医、訪問看護師、地域包括支援センター等に相談することもできます。熱が下がらない場合は医療機関に相談してください。

（注）検温は、起床時に行ってください。体温計はできれば在宅療養者とは別のものを使用してください。共有する場合はアルコール消毒を行なってください。アセトアミノフェン等解熱作用のある市販薬をのんでいる場合、頭痛や生理痛でロキソプロフェン等の鎮痛剤を常用している場合などは、発熱の状況がわからないことがありますので、起床時に検温することが重要です。

（別紙２）

新型コロナウイルス感染防止及び感染の疑いがある場合等の在宅ケアサービス提供者の対応について（指針）

在宅療養者及びその同居家族の新型コロナウイルスの感染防止及び感染の疑いがある場合等の対応について、以下のとおりとする。

（なお、以下の内容は、新型コロナウイルスに感染した者は病院入院（治療あるいは隔離）とするという現在の法律上の取り扱いを前提としたものである。）

１、基本的考え方

１）各サービス提供者　共通

・在宅療養者及びその同居家族に、新型コロナウイルス感染防止についての留意事項を伝えるよう努める。（その際、アライアンスの資料や各団体の資料を適宜活用する。）

・ケアを行う場合には、感染防止の標準手順を守り、原則として手袋、マスクを着用する。直接、利用者に触れない場合（調理、掃除などの日常支援）でも、同様とする。（口腔ケアの場合は、これに加えゴーグルまたはフェイスシールドを着用し、飛沫に注意する。）

・ケア終了後も必ず手指消毒を行う。患者ごとの消毒を徹底する。

・自らの体調管理に努め、毎日の体温測定の励行など常に自らの体調に注意を払う。感染の危険性を常に自覚し、ケアの時間外も責任のある行動に努める。

・発熱がなくとも、体調不良（せき、倦怠感、味覚や嗅覚障害等）の場合や、感染の恐れがある場合は、管理者と相談のうえでケアに従事しない。

・在宅療養者やその同居家族に感染の疑いがある等の場合を含め常にケアチームで情報と取り組みを共有する。在宅医がチーム全体の感染管理・感染予防に責任を持ち、情報提供や助言を行う。

・従来通りのサービスが行えなくなった場合が生じても、在宅療養者に寄り添い、情報提供や相談対応に努め、チームで在宅生活を支えていく。

・オンライン診療や ICT ツールの活用を進め、感染拡大のリスクを最小限に抑えながら連携により適切なケアを提供するよう努める。

2）在宅医の役割

（ここで言う在宅医とは、かかりつけ医を含む在宅療養者の主治医を言う。）

・在宅療養者、同居家族が孤立しないよう、その不安な気持ちに向き合う。
・本来の在宅医の責任を果たし、高齢者、がん患者、難病、障がい者、医療的ケア児等への変わりない対応をするために、一層の情報共有・連携に努める。
・特に新型コロナウイルス感染防御については、在宅ケアサービス提供者の指針を踏まえて、医療の立場から他の職種に助言をし、多職種の感染防御のためのチームワークを維持するよう努める。

2、感染の疑いがある場合等の具体的対応

1）在宅療養者の感染疑い等への対応について

（1）症状等で在宅療養者の新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合

一般的な診療手続きを経ず、兆候から新型コロナウイルス感染を疑う場合は、以下の手順を行う。

手順ⅰ）家族あるいは訪問看護師等から在宅医（かかりつけ医を含む）に連絡

手順ⅱ）医師による病状確認

連絡を受けた在宅医は、以下の手順で診断をする。

・電話等で病状確認をする。
・インフルエンザ、誤嚥性肺炎、市中肺炎等が該当せず、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には、保健所と連絡の上で、帰国者・接触者外来（または新型コロナウイルス感染症に特化した外来）の受診を勧める。

・（対面の診察を省略する場合）　訪問看護からの病状報告（入院が必要な状態等）および周囲の状況から、新型コロナウイルス感染症の可能性が極めて高いと医師が判断する場合には、保健所等との相談の上で、対面の診察を行わず直接、帰国者・接触者外来（または新型コロナウイルス感染症に特化した外来）の受診を勧めることも考えられる。